

霧島市ホームページバナ - 広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 霧島市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)に民間企業等のバナ - 広告を掲載するに当たり、その広告表現について、霧島市広告事業実施要綱(平成19年霧島市告示第70号)及び霧島市広告掲載等基準(平成19年霧島市告示第213号)に規定する事項のほか、ページデザイン及びウェブアクセシビリティを保持するため必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナ - 広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン及びボタンのよう見えるもの
- (2) アラートマーク等OSがユーザーに対して注意喚起を促すためのイメージ又はそれに類似するもの
- (3) ラジオボタン又はラジオボタンのように見えるもの
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) バナ - の内容とリンク先の内容に関連性がないもの

(市ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調を使用するもの
- (2) 「消費者相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが霧島市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは平成19年5月24日から施行する。